

別表 2

評価料金等は次のとおりとする（室内空気中の化学物質の濃度等に係る評価料金ならびに建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のうち、既存住宅に係るものの評価料金等を除く。）。

1. 一戸建ての住宅において、表 1 及び表 3 の料金表を適用する。また、地盤の液状化に関する情報提供を行う場合、適用される料金表のほか、表 4 の料金表を適用する。

表 1（一戸建ての住宅）

（円（税込））

評価種別	料金 (右記以外)	延べ面積500㎡超 又は階数が4以上
設計住宅性能評価 ※1	48,400	$S \times 22,000 + 88,000$
変更設計住宅性能評価 ※1 (表 3 の変更を除く)	27,500	$S \times 11,000 + 44,000$
長期使用構造等確認 ※2	62,700	$S \times 22,000 + 95,700$
変更確認（長期使用構造等確認）	31,350	$S \times 11,000 + 47,850$
建設住宅性能評価	103,400	$S \times 22,000 + 132,000$
変更建設住宅性能評価 (表 3 の変更を除く)	33,000	$S \times 11,000 + 44,000$
再検査料金	16,500	$S \times 22,000 + 88,000$
型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅の検査回数一回減あたりの料金の減額	13,200	$S \times 5,500 + 22,000$

S：評価対象住宅の延べ面積から 500 ㎡を減じ、200 で除し、小数点以下を切り捨てた整数

※1：法第 6 条の 2 第 2 項に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請の場合は、11,000(税込)を加算する。

※2：設計住宅性能評価との併願の場合は 11,000（税込）とする

2. 共同住宅等において、表 2 及び表 3 の料金表を適用する。また、地盤の液状化に関する情報提供を行う場合、適用される料金表のほか、表 4 の料金表を適用する。

ただし、共同住宅等に含まれる併用住宅（ひとつの住戸と簡易な店舗、事務所等が用途上一体となった建築物又は建築物の部分）の場合は、一戸建ての住宅における表 1 の料金表を適用し、評価種別のそれぞれに 11,000 円（税込）を加算する。

表 2 (共同住宅等)

(円 (税込))

■ 1,000 m²以下

評価種別	200 m ² 以下	200 m ² 超 500 m ² 以下	500 m ² 超 1,000 m ² 以下
設計住宅性能評価 ※1	66,000 +M×5,500	88,000 +M×5,500	S×22,000 +110,000 +M×5,500
変更設計住宅性能評価 (表 3 のみの変更を除く)	A×6,600 +Mc×5,500	A×8,800 +Mc×5,500	A×(S×2,200 +11,000) +Mc×5,500
長期使用構造等確認 ※2	22,000 +Mm×8,250		33,000 +Mm×8,250
変更確認 (長期使用構造等確認) (表 3 のみの変更を除く)	Mm×4,400		
建設住宅性能評価	N×38,500 +M×B+C	N×48,400 +M×B+C	N×77,000 +M×B+C
変更建設住宅性能評価 (表 3 のみの変更を除く)	38,500 +M×5,500	48,400 +M×5,500	77,000 +M×5,500
再検査料金	38,500 +M×5,500	48,400 +M×5,500	77,000 +M×5,500
型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅 の検査回数一回減あたりの料金の減額	38,500	48,400	77,000

S : 評価対象住宅の延べ面積から 500 m²を減じ、200 で除し、小数点以下を切り捨てた整数

M : 対象戸数

Mm : 全住戸数 (小規模マンション (20 戸以下) の場合は Mm=20 とする)

N : 検査回数 (N=4 (3 階以下)、5 (4~9 階)、6 (10~16 階)、以下 7 階毎に N+1 増加する)

A : 設計変更のうち、火災時安全・劣化軽減・維持管理更新の各性能分野 (住棟評価) の影響をうける「分野数 (0~3)」。構造の安定に関する変更設計 (1-6・1-7 を除く) を含む場合は、A に 2 を加算する。

Mc : 変更対象住戸

B : 50 戸未満=11,000、120 戸未満=7,700、120 戸以上=6,050、300 戸以上=5,500

C : 50 戸未満=0、120 戸未満=165,000、120 戸以上=363,000、300 戸以上=528,000

※ 1 : 長期使用構造等確認を含む場合法第 6 条の 2 第 2 項に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請 (一体申請) の場合は、次の金額を加算する。

1,000 m²以下=M×3,300、5,000 m²以下=M×2,750、10,000 m²以下=M×2,200、10,000 m²超=M×1,650

※ 2 : 設計住宅性能評価との併願の場合は次の金額とする。

1,000 m²以下=Mm×3,300、5,000 m²以下=Mm×2,750、10,000 m²以下=Mm×2,200、10,000 m²超=Mm×1,650

■ 1,000㎡超～10,000㎡以下

評価種別	1,000㎡超 2,000㎡以下	2,000㎡超 5,000㎡以下	5,000㎡超 10,000㎡以下
設計住宅性能評価 ※1	$S \times 22,000 + 110,000 + M \times 5,500$		$S \times 5,500 + 451,000 + M \times 5,500$
変更設計住宅性能評価 (表3のみの変更を除く)	$A \times (S \times 2,200 + 11,000) + M_c \times 5,500$		$A \times (S \times 550 + 45,100) + M_c \times 5,500$
長期使用構造等確認 ※2	$44,000 + M_m \times 7,700$	$55,000 + M_m \times 5,500$	$110,000 + M_m \times 5,500$
変更確認(長期使用構造等確認) (表3のみの変更を除く)	$M_m \times 4,400$		
建設住宅性能評価	$N \times 85,800 + M \times B + C$	$N \times 102,850 + M \times B + C$	$N \times 128,700 + M \times B + C$
変更建設住宅性能評価 (表3のみの変更を除く)	$85,800 + M \times 5,500$	$102,850 + M \times 5,500$	$128,700 + M \times 5,500$
再検査料金	$85,800 + M \times 5,500$	$102,850 + M \times 5,500$	$128,700 + M \times 5,500$
型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅の 検査回数一回減あたりの料金の減額	85,800	102,850	128,700

S：評価対象住宅の延べ面積から500㎡を減じ、200で除し、小数点以下を切り捨てた整数

M：対象戸数

M_m：全住戸数（小規模マンション(20戸以下)の場合はM_m=20とする）

N：検査回数（N=4（3階以下）、5（4～9階）、6（10～16階）、以下7階毎にN+1増加する）

A：設計変更のうち、火災時安全・劣化軽減・維持管理更新の各性能分野（住棟評価）の影響をうける「分野数（0～3）」。

M_c：変更対象戸数

B：50戸未満=11,000、120戸未満=7,700、120戸以上=6,050、300戸以上=5,500

C：50戸未満=0、120戸未満=165,000、120戸以上=363,000、300戸以上=528,000

※1：長期使用構造等確認を含む場合第6条の2第2項に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請（一体申請）の場合は、次の金額を加算する。

1,000㎡以下=M×3,300、5,000㎡以下=M×2,750、10,000㎡以下=M×2,200、10,000㎡超=M×1,650

※2：設計住宅性能評価との併願の場合は次の金額とする。

1,000㎡以下=M_m×3,300、5,000㎡以下=M_m×2,750、10,000㎡以下=M_m×2,200、10,000㎡超=M_m×1,650

■ 10,000 m²超

評価種別	10,000m ² 超 20,000m ² 以下	20,000m ² 超 30,000m ² 以下	30,000m ² 超
設計住宅性能評価 ※1	709,500+M×5,500		
変更設計住宅性能評価 (表3の変更を除く)	A×70,950+Mc×5,500		
長期使用構造等確認 ※2	198,000 +Mm×4,950	297,000 +Mm×4,950	440,000 +Mm×4,400
変更確認(長期使用構造等確認) (表3のみの変更を除く)	Mm×4,400		
建設住宅性能評価	N×171,600 +M×B+C	N×231,000 +M×B+C	N×273,900 +M×B+C
変更建設住宅性能評価 (表3の変更を除く)	171,600 +M×5,500	231,000 +M×5,500	273,900 +M×5,500
再検査料金	171,600 +M×5,500	231,000 +M×5,500	273,900 +M×5,500
型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅の 検査回数一回減あたりの料金の減額	171,600	231,000	273,900

S：評価対象住宅の延べ面積から500 m²を減じ、200 で除し、小数点以下を切り捨てた整数

M：対象戸数

Mm：全住戸数（小規模マンション(20戸以下)の場合はMm=20 とする）

N：検査回数（N=4（3階以下）、5（4～9階）、6（10～16階）、以下7階毎にN+1増加する）

A：設計変更のうち、火災時安全・劣化軽減・維持管理更新の各性能分野（住棟評価）の影響をうける「分野数（0～3）」。構造の安定に関する変更設計（1-6・1-7を除く）を含む場合は、Aに2を加算する。

Mc：変更対象戸数

B：50戸未満=11,000、120戸未満=7,700、120戸以上=6,050、300戸以上=5,500

C：50戸未満=0、120戸未満=165,000、120戸以上=363,000、300戸以上=528,000

※1：長期使用構造等確認を含む場合第6条の2第2項に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請（一体申請）の場合は、次の金額を加算する。

1,000 m²以下=M×3,300、5,000 m²以下=M×2,750、10,000 m²以下=M×2,200、10,000 m²超=M×1,650

※2：設計住宅性能評価との併願の場合は次の金額とする。

1,000 m²以下=Mm×3,300、5,000 m²以下=Mm×2,750、10,000 m²以下=Mm×2,200、10,000 m²超=Mm×1,650

表 3

(円 (税込))

評価種別	一戸建ての住宅 (面積制限なし)	共同住宅等 (面積制限なし)
変更設計住宅性能評価・変更建設住宅性能評価 変更確認(長期使用構造等確認) 審査を伴わない表記事項のみの変更	5,500	$Mc \times 1,100$
変更設計住宅性能評価・変更建設住宅性能評価 性能表示事項の削除のみ	5,500	$Mc \times 1,100$
再交付等	5,500	$Mc \times 1,100$
軽微変更該当証明	11,000	$Mc \times 2,200$

Mc：対象戸数

ただし、表 3 における Mc は、5 以下の場合は 5 とする。

3. 地盤の液状化に関する情報提供を行う場合

表 4

(円 (税込))

評価種別		一戸建ての住宅 (面積制限なし)	共同住宅等 (面積制限なし)
設計住宅 性能評価	設計住宅性能評価の 申請に併せて申出する場合※ 1	2,200	$M \times 2,200$
	設計住宅性能評価の 申請後に追加して申出する場合※ 2	5,500	$M \times 5,500$
建設住宅 性能評価	建設住宅性能評価の 申請に併せて申出する場合※ 1	2,200	$M \times 2,200$
	建設住宅性能評価の 申請後に追加して申出する場合※ 2	5,500	$M \times 5,500$

M：評価対象戸数

※ 1：設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の申請後、設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書の交付前に、液状化に関する情報について申出がなされた場合を含む。

※ 2：平成 27 年 3 月 31 日以前に設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価を申請した住宅で、設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書の交付日が、平成 27 年 4 月 1 日以降となる住宅に適用できる。

別表 3（第 38 条関係）

評価料金等の減額幅については以下のとおりとする。なお、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認又は建設住宅性能評価における重複又は複数の減額要件に該当した場合の減額幅の加算の合計は、50%を上限とする。

評価料金等を減額するための要件	減額幅の限度		
	設計住宅性能評価	長期使用構造等確認	建設住宅性能評価
(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	20%	—	20%
(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当機関が当該証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要）が添えられている場合に限る。	20%	—	20%
(3) 年間において一定の申請が見込めるときで、申請図書の定型化や評価等の反復による申請の熟練等により、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の受理及び契約、交付業務が効率的に実施できると当機関の長が判断したとき。	30%	30%	30%
(4) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合や、当機関との協議による申請図書等の記載内容及び検査時の検査項目が精査されている場合等、住宅性能評価の審査及び検査又は長期使用構造等確認の審査が効率的に実施できると当機関が判断したとき。	30%	30%	30%
(5) 申請者が年間開発戸数の全てを当機関に申請する旨の年間契約を行うとき。	10%	10%	10%
(6) あらかじめ当機関の長が定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。	10%	10%	10%
(7) 当機関が認定したコンピューターシステム等により申請に必要な図書等が作成されているとき。	20%	20%	20%
(8) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。	—	—	10%
(9) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。	10%	10%	10%
(10) 当機関が行う他の業務により、住宅性能評価業務又は長期使用構造等確認業務に関する審査又は検査の合理化が図れるとき。	20%	20%	20%

別表 4（第 39 条関係）

評価料金等の増額幅については以下のとおりとする。なお、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認又は建設住宅性能評価において、重複又は複数の増額要件に該当した場合は、その都度増額することができる。

評価料金等を増額するための要件	増額幅の限度		
	設計住宅性能評価	長期使用構造等確認	建設住宅性能評価
(1) 申請者の依頼その他の事由で、第 3 条に定める休日に評価を行うとき。	50%	50%	50%
(2) 申請者の非協力その他当機関に帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。	100%	100%	100%
(3) 設計住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書の交付前に申請者の依頼その他の事由により、設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の対象となる住宅の計画が変更等され、当機関が再評価等を行わなければならない等の評価等の業務が増加したとき（第 15 条第 2 項及び第 3 項に基づき申請者が設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認を申請すべきときを除く。）	別表 2 に定める 変更設計住宅性能評価料金	別表 2 に定める 変更確認料金	—
(4) 建設住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書の交付前に申請者の依頼その他の事由により、建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認の対象となる住宅の建設工事が変更等され、当機関が再評価等を行わなければならない等の評価等の業務が増加したとき（第 27 条第 2 項に基づき申請者が建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請すべきときを除く。）	—	別表 6 に定める 変更確認料金	別表 2 に定める 変更設計住宅性能評価料金
(5) 当機関以外のものが設計住宅性能評価を行っている場合の建設住宅性能評価を受理及び契約を行うとき。	—	—	別表 2 に定める 設計住宅性能評価料金

別表5

室内空気中の化学物質の濃度等に係る評価料金は次のとおりとする（建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを除く。）。

パッシブ型の採取機器を用いた濃度測定（代替法）

（すべて一検体あたりの料金を表す）（税込）

検体数※1	①ホルムアルデヒドのみ	②ホルムアルデヒド+VOC4種※2
1	55,000円	77,000円
2	48,400円	67,100円
3~5	46,200円	61,600円
6~10	44,000円	55,000円
11以上	41,800円	51,700円

※1：同一場所で、同一時期に測定できる検体の数を指す

※2：VOC4種とは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを指す

別表 6

建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認のうち、既存住宅に係るものにおける評価料金等は次のとおりとする。

1. 一戸建ての住宅（建設住宅性能評価）において、表 1、表 2 及び表 7 の料金表を適用する。

表 1 一戸建ての住宅（建設住宅性能評価）※ 1 (円（税込）)

	料金		
	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超 1,000㎡以下
1) 現況検査 ※ 2	88,000	105,600	123,200
2) 特定現況検査（木造のみ）	33,000		
3) 個別性能評価			
「新築の建設住宅性能評価書又はその写し」かつ、 「新築の建設住宅性能評価に必要な図書」がある場合	表 2（あ）		
「新築の建設住宅性能評価書又はその写し」がない場合	表 2（い）		

※ 1：住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認（建築行為を伴わない既存住宅）の申請の場合は、表 6 の金額を加算する。

※ 2：評価に必要な評価対象建築物の図面等がない場合は、評価に必要な図面作成に応じて別途加算（図面作成 55,000 円/枚（税込））いたします。

※ 3：再評価の料金は、1 回目の該当する検査料金の 50% となります。

表 2 (円（税込）)

	料金 基本料金＋追加料金	
	(あ)	(い)
	基本料金 5,500	基本料金 11,000
事項	追加料金（分野群）	追加料金（分野群）
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	5,500	88,000
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）		
1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		
1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		
1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		
1-7 基礎の構造方法及形式等		

2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	5,500	5,500
2-4 脱出対策（火災時）		
2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））		
2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））		
3-1 劣化対策等級（構造躯体等）※1	5,500	5,500
4-1 維持管理対策等級（専用配管）	5,500	5,500
5-1 断熱等性能等級	5,500	33,000
5-2 一次エネルギー消費量等級		
6-2 換気対策（局所換気対策）	5,500	5,500
7-1 単純開口率	5,500	5,500
7-2 方位別開口比		
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	5,500	5,500
10-1 開口部の侵入防止対策	5,500	5,500
6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	66,000	66,000
6-4 石綿含有建材の有無等	別途見積り	別途見積り
6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	別途見積り	別途見積り

※1：構造がコンクリート造等で「コンクリートの中性化深さ」「コンクリート中の塩化物イオン量」による評価の場合に、ハウスプラスによる「コンクリートの中性化深さ」「コンクリート中の塩化物イオン量」の試験を希望する場合は、別途見積りとさせていただきます。

2. 共同住宅等（建設住宅性能評価）において、表3から表5及び表7の料金表を適用する。ただし、共同住宅等に含まれる併用住宅（ひとつの住戸と簡易な店舗、事務所等が用途上一体となった建築物又は建築物の部分）の場合は、一戸建ての住宅における表1の料金表を適用し、検査のそれぞれに11,000円（税込）を加算する。

表3 共同住宅等（建設住宅性能評価）※1 (円（税込）)

		料金			
1) 現況検査 ※2	共用部分	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超 1,000㎡以下	1,000㎡超 2,000㎡以下
		110,000	132,000	154,000	176,000
		2,000㎡超 5,000㎡以下	5,000㎡超 10,000㎡以下	10,000㎡超 20,000㎡以下	20,000㎡超
		198,000	220,000	352,000	別途見積り
	専用部分	33,000 / 戸 (検査申請として共用部分を含まず1戸の場合 48,400 / 戸)			
2) 特定現況検査（木造のみ）		33,000 / 戸（全住戸）※3			
3) 個別性能評価		住棟評価		住戸評価	

「新築の建設住宅性能評価書又はその写し」かつ、「新築の建設住宅性能評価に必要な図書」がある場合	表4（あ）	表5（う）
「新築の建設住宅性能評価書又はその写し」がない場合	表4（い）	表5（え）

※1：住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認（建築行為を伴わない既存住宅）の申請の場合は、別途ご相談ください。

※2：評価に必要な評価対象建築物の図面等がない場合は、評価に必要な図面作成に応じて別途加算（図面作成88,000円/枚（税込））いたします。

※3：全住戸の内、一部の住戸の検査を行う場合は、別途見積りとなります。

※4：再評価の料金は、1回目の該当する検査料金の50%となります。

表4 住棟評価

（円（税込））

事項	料金（棟・分野群）	
	（あ）	（い）
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	55,000	110,000+SK×22,000
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）		
1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		
1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		
1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		
1-7 基礎の構造方法及形式等	33,000	55,000+SK×16,500
2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））		
2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	55,000	88,000+SK×16,500
3-1 劣化対策等級（構造躯体等）※1		
4-2 維持管理対策等級（共用配管）		
4-3 更新対策（共用排水管）	33,000	55,000+SK×16,500
9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）		

S K：評価対象住棟の延べ面積から500㎡を減じ、200㎡で除し、小数点以下を切り捨てた数値。ただし、最小を「2」、最大を「30」とします。

※1：構造がコンクリート造等で「コンクリートの中性化深さ」「コンクリート中の塩化物イオン量」による評価の場合に、ハウスプラスによる「コンクリートの中性化深さ」「コンクリート中の塩化物イオン量」の試験を希望する場合は、別途見積りとさせていただきます。

表5 住戸料金

(円(税込))

	料金(戸) 基本料金 + 追加料金	
	(う)	(え)
	基本料金(戸) 5,500	基本料金(戸) 11,000
事項	追加料金 (戸・分野群)	追加料金 (戸・分野群)
2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	5,500	5,500
2-2 感知警報装置設置等級(他住戸火災時)		
2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)		
2-4 脱出対策(火災時)		
2-7 耐火等級(界壁及び界床)	5,500	5,500
4-1 維持管理対策等級(専用配管)		
4-4 更新対策(住戸専用部)	5,500	33,000
5-1 断熱等性能等級		
5-2 一次エネルギー消費量等級	5,500	5,500
6-2 換気対策(局所換気対策)	5,500	5,500
7-1 単純開口率	5,500	5,500
7-2 方位別開口比		
9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	5,500	5,500
10-1 開口部の侵入防止対策	5,500	5,500
6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	66,000	66,000
6-4 石綿含有建材の有無等	別途見積り	別途見積り
6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	別途見積り	別途見積り

3. 一戸建ての住宅(長期使用構造等確認)において、表6及び表7の料金表を適用する。

表6 一戸建ての住宅(長期使用構造等確認)

(円(税込))

評価種別	料金
長期使用構造等確認(既存住宅の増築・改築)	86,900
長期使用構造等確認(建築行為を伴わない既存住宅)	
変更確認(長期使用構造等確認)	43,450

4. 共同住宅等(長期使用構造等確認)

※別途ご相談ください。

表 7

(円 (税込))

評価種別	一戸建て住宅 (面積制限なし)	共同住宅等 (面積制限なし)
変更確認 (長期使用構造等確認) 審査を伴わない表記事項のみの変更	5,500	別途見積もり
再交付等	5,500	別途見積もり
軽微変更該当証明	11,000	別途見積もり

別表 7 島しょ部割増料金

建設住宅性能評価における検査の実施に関して、評価の対象となる住宅の建設地が島しょ部で各都道府県の県庁所在地から評価の対象となる住宅の建設地までの移動に宿泊を伴う場合、弊社規程による往復交通費、宿泊費、日当を評価員 1 名につき検査一回あたりの島しょ部割増料金として加算することができる。

ただし、当機関に登録する評価員が島しょ部又は島しょ部の近隣に存し、建設住宅性能評価の評価を実施することができる場合は加算しない。

なお、宿泊費、日当については、宿泊を要する場合に宿泊数に応じて加算する。

(税込)

住宅の建設地	割増料金	
島しょ部	往復交通費	別途見積り
	宿泊費	
	日当	